国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

東北地方整備局
令和８年３月９日

「国道 49 号　富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業」の民間事業者の選定結果を公表します

東北地方整備局は、国道 49 号富田地区電線共同溝 PFI 事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく民間事業者の選定を行いましたので、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき結果を公表します。

※上記記載の関係法令は巻末をご参照下さい。

◎事業概要

・事　業　名：国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業
・事業方式：サービス購入型、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式
・事業内容：国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務、維持管理業務を包括的に実施する。
・事業期間：事業契約の締結日から令和３１年３月３１日まで（約２３年間）
・落　札　者：ＮＴＴインフラネット株式会社
・構　成　員：株式会社国際開発コンサルタンツ、株式会社ＮＩＰＰＯ、株式会社ＴＴＫ

◎民間事業者の選定結果の公表先

詳細は、次の東北地方整備局のホームページよりご覧いただけます。
http://www.thr.mlit.go.jp/road/pfi/index.html

なお、得点内訳、審査講評及び入札結果に関する詳細資料は後日、東北地方整備局ホームページにて公表する予定です。

【発表記者会】

福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、郡山記者クラブ

【 問合せ先 】
国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路管理課
課　　長　佐藤（さとう） 正（ただし）　（内線4411）
建設専門官　石川（いしかわ） 勝浩（よしひろ）　（内線4412）
代表電話　022-225-2171

【別添資料】

「国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業」の概要

１．事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）に基づくＰＦＩ手法を導入するものである。

２．事業内容

国道49号富田地区の無電柱化を進めるため、電線共同溝等の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務、維持管理業務を包括的に実施する。

３．事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称　：　国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業

場　　所　：　福島県郡山市富田町西町下～富田町字権現林

整備延長　：　約２．０km（道路延長：約１．０km）

４．特定事業の概要

ＰＦＩ手法（サービス購入型、ＢＴＯ方式（Build-Transfer-Operate）方式）による、電線共同溝等の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務、維持管理業務を包括的に実施する。

５．事業期間

事業契約の締結日から令和３１年３月３１日まで（約２３年間）

６．民間事業者の選定方法

本事業を特定事業として選定し、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、総合評価落札方式により選定した。

７．スケジュール

令和7年 8月 6日	実施方針等の公表
令和7年 9月24日	特定事業の選定の公表
令和7年10月 9日	入札公告・入札説明書等の公表・交付
令和7年11月 5日	第一次審査資料の受付期限
令和7年11月21日	第一次審査結果の通知
令和8年 1月 8日	第二次審査資料の受付期限
令和8年 3月 4日	落札者の決定

８．事業対象位置図

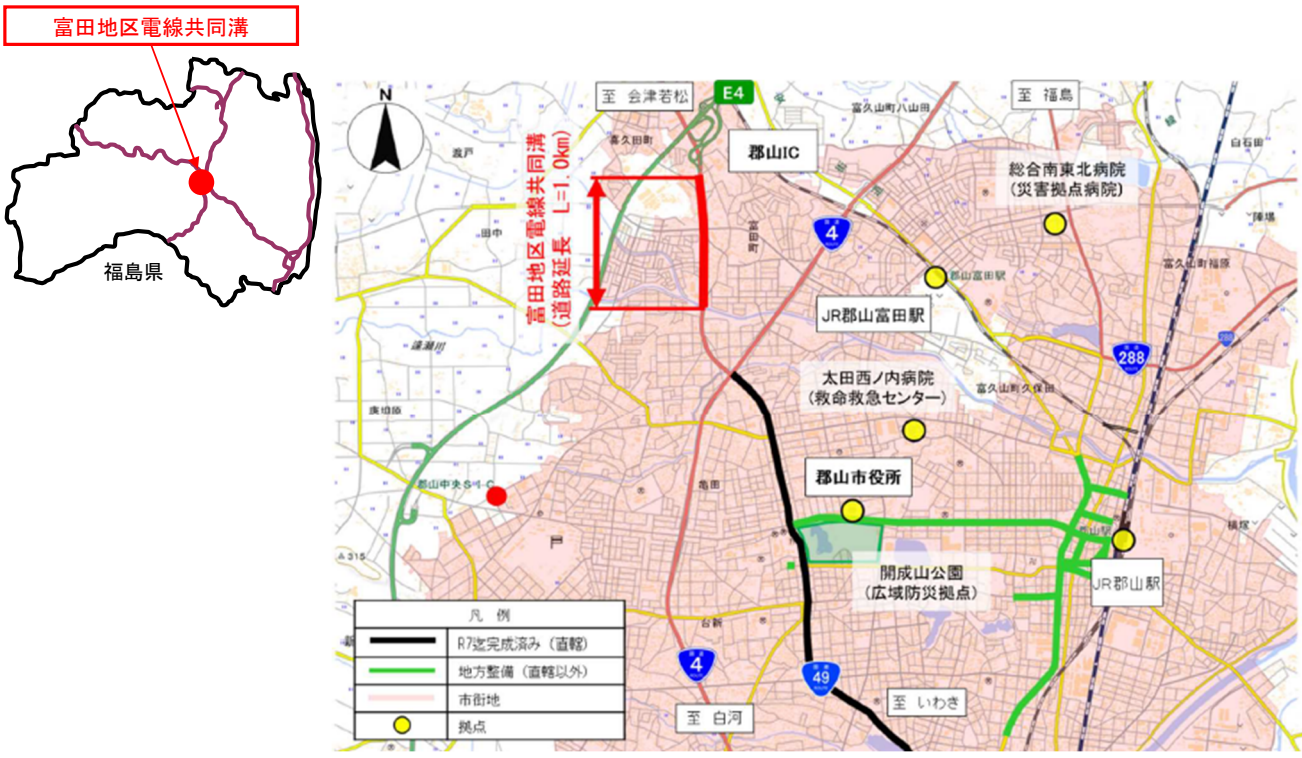

出典：国土地理院地図に道路情報等を追記して掲載

＜参考：関連法令の抜すい＞

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（平成11年法律第117号）

（実施方針）

第五条　公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

３　公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（特定事業の選定）

第七条　公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第八条　公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

（客観的な評価）

第十一条　公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。